

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1077 号（諮問第 1739 号）

件名：相談結果報告書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 10 月 30 日

2 原処分

令和 4 年 11 月 11 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 11 月 21 日

4 諮問

令和 5 年 4 月 24 日

5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 1 欄に掲げる文書 2（以下「文書 2」という。同欄の文書 1 及び文書 3 も同様とする。）及び文書 3 の弁護士の意見の分かる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書のうち、文書 1 は、リース契約により調達したプロジェクターを愛知県立岡崎西高等学校において令和元年 7 月頃に紛失した事案（以下「本件事案」という。）において、リース契約を締結

した愛知県教育委員会管理部教育企画課（当時。以下「教育企画課」という。）が愛知県教育委員会顧問弁護士（以下「顧問弁護士」という。）に関する庶務を担当する愛知県教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）に相談を依頼する文書であり、文書 2 は、教育企画課から教職員課へ顧問弁護士に相談した結果を報告する文書であり、文書 3 は、法務相談した内容に対し顧問弁護士が意見を述べたメールである。

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、実施機関が不開示とした部分のうち、弁護士の意見の分かる部分の開示を求める旨を主張していることから、当該部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、弁護士の意見の分かる部分は、本件事案の当事者間で重要な情報となるものであり、公にすることとなれば、今後の同種の争訟に関して、顧問弁護士が率直な意見を表明することを躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>するおそれがあり、教育委員会の内部における対処方針等に関する自由かつ率直な協議及び検討に支障を及ぼし、争訟に対する教育委員会の適切な対応を困難にさせるおそれがあるとのことである。

一方、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、法務相談により争訟は終結したと考えられ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない旨主張する。

当審査会において弁護士の意見の分かる部分を見分したところ、本件事案における顧問弁護士の具体的かつ詳細な意見が記載されていた。この情報を公にすることが前提となれば、今後の法務相談において、顧問弁護士は開示となることを意識した意見を述べざるを得なくなり、その結果、顧問弁護士からの必要かつ十分な意見を得られず、今後の教育委員会の法務相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、弁護士の意見の分かる部分は条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 実施機関のその他の主張について

弁護士の意見の分かる部分は、条例第7条第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第3号イ該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

弁護士の意見の分かる部分の不開示情報該当性については、前記(4)及び(5)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
文書1 相談依頼書(令和3年2月24日付け)	法人の印影	<p>条例第7条第3号イに該当 法人又は事業を営む個人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
文書2 相談結果報告書(令和3年3月5日付け)	弁護士の意見の分かる部分	<p>条例第7条第3号イに該当 事業を営む個人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第6号に該当 教育委員会が行う法務相談に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
文書3 メール文(令和3年2月2日付け)	弁護士の意見の分かる部分	<p>条例第7条第3号イに該当 事業を営む個人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第6号に該当 教育委員会が行う法務相談に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	URL	<p>条例第7条第6号に該当 県が行う情報資産の管理事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>